鳥取県工業用水利用促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、鳥取県工業用水利用促進事業費補助金(以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、鳥取地区工業用水道及び日野川工業用水道の早期利用及び需要拡大を促進し、地域経済の健全な発展及び雇用の拡大を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　鳥取県企業局は、前条の目的の達成に資するため、別表の第１欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。）を行う同表の第２欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、補助事業のうち別表下段に掲げる事業については、事業計画の着手までに様式第１号により知事に申請し、認定を受けなければならない。

２　本補助金の額は、補助事業に要する別表の第３欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第４欄に定める率を乗じて得た額（同表の第５欄に定める額を限度とする。）以下とする。

３　知事は、第１項の認定をしたときは、その旨を様式第２号により通知するものとする。

４　なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年 12 月鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第４条　本補助金の交付申請は、原則として次の各号に定める日までに行わなければならない。

（１）別表上段に掲げる事業　　補助事業を開始する 30 日前

（２）別表下段に掲げる事業　　知事が別に定める日

２　前項の申請書に添付すべき規則第５条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第３号及び様式第４号によるものとする。

３　本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第５条　本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として 20 日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第５号によるものとする。

３　知事は、前条第３項の規定による申請を受けたときは、第３条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第６条　規則第 12 条第１項の知事が別に定める変更は、給水施設工事及びリースの重要な部分の箇所、延長等の著しい計画変更及び本補助金の増額を伴うもの以外の変更とする。

２　第５条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第７条　規則第 17 条第１項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（１）規則第 17 条第１項第１号又は第２号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 20 日を経過する日

（2）規則第17条第１項第３号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の４月20日
２　前項の報告書に添付すべき規則第17条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第３号及び様式第４号によるものとする。
３　本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
４　補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第６号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を鳥取県企業局に返還しなければならない。

（補助金交付の条件）
第８条　補助金交付の目的を達成するため、補助事業者は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
（１）　鳥取県工業用水供給規程（昭和43年鳥取県企業局管理規程第３号。以下「供給規程」という。）第５条第１項に定める基本使用の申込み、又は供給規程第７条第１項に定める基本使用水量の増量変更の申込みを行い、承認を受けること。
（２）　速やかに鳥取地区工業用水道及び日野川工業用水道の使用（基本使用水量の増量変更後の使用を含む。）を開始し、継続して３６月以上使用すること。
（３）　その他、供給規程で定める各条項を遵守すること。

（交付決定の取消し）
第９条　工業用水の使用（基本使用水量の増量変更後の使用を含む。）を開始してから３６月未満の期間内において、給水を廃止し、又は基本使用水量を減量（増量変更するために補助金の交付を受けた場合で、減量後の基本使用数量が増量前の基本使用水量以下となる場合に限る。）したとき、又は供給規程第19条に該当し、給水を停止し、又は給水の承認を取り消されたときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
２　前項の規定により交付決定の一部を取り消す場合においては、交付決定金額を３６で除し、これに工業用水を使用した月数（１月未満の使用日数の月がある場合は、日割計算とする。）を乗じて得た金額を交付決定金額から差し引いた額について取り消すものとする。

（雑則）
第10条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、企業局長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則
１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
２　鳥取地区工業用水道の新規利用のため、平成２４年３月３１日までに供給規程第５条第１項に定める基本使用の申込みを行い承認を受けた民間事業者については、別表第５欄に定める補助限度額を３，０００千円とする。

附　則
この要綱は、平成２４年１１月１９日から施行する。ただし第３条第３項の変更については平成２５年４月１日から施行するものとする。

附　則
この要綱は、平成２６年３月１４日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２８年４月１８日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２９年３月３０日から施行し、平成２９年度の事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年３月２２日から施行し、令和６年度の事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年１１月２日から施行し、令和８年度の事業から適用する。

別表（第３条、第６条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
工業用水給水施設工事	鳥取地区工業用水道及び日野川工業用水道を新規に利用又は基本使用水量を増量変更する民間事業者	工業用水を利用又は基本使用水量を増量変更するために補助事業者が実施する次の工事 ただし、この工事に他の補助金を活用している場合は、この工事に係る補助金額を補助対象経費から除いた額とする。 屋外配水管工事 屋内配水管工事 水量メーター室設置工事 送水ポンプ設置工事 受水槽設置工事 バルブ調整工事 電源用配管配線工事 浄水設備設置工事 その他、工業用水利用のために必要となる工事	１／２ （千円未満の端数は切り捨て）	ア　新規に利用又は基本使用水量を増量変更した後の基本使用水量が 200 立方メートル／日以下の場合 ３，０００千円 イ　新規に利用又は基本使用水量を増量変更した後の基本使用水量が 200 立方メートル／日超の場合 基本使用水量１立方メートル／日につき１５千円を乗じて得た額（ただし、基本使用水量が 1,000 立方メートル／日超の場合は、１５，０００千円）
工業用水給水施設リース	鳥取地区工業用水道及び日野川工業用水道を新規に利用又は基本使用水量を増量変更する民間事業者でリース・レンタル（以下「リース等」という。）契約締結前にリース等計画の認定を受けた事業者	工業用水を利用又は基本使用水量を増量変更するために補助事業者が導入する次の施設のリース等に要する経費。 ただし、リース等契約を締結した年度の次年度１年分の経費（次年度末までに支払が完了しているもの）に限り、また、この経費に他の補助金を活用している場合は、この経費に係る補助金額を補助対象経費から除いた額とする。 屋外配水管 屋内配水管 水量メーター室 送水ポンプ 受水槽 バルブ 浄水設備 電源用配管配線 その他、工業用水利用のために必要となる施設	１／２ （千円未満の端数は切り捨て）	ア　新規に利用又は基本使用水量を増量変更した後の基本使用水量が 200 立方メートル／日以下の場合 ３，０００千円 イ　新規に利用又は基本使用水量を増量変更した後の基本使用水量が 200 立方メートル／日超の場合 基本使用水量１立方メートル／日につき１５千円を乗じて得た額（ただし、基本使用水量が 1,000 立方メートル／日超の場合は、１５，０００千円）

なお、「工業用水給水施設工事」と「工業用水給水施設リース」は併用できるものとするが、補助限度額の合計はア又はイに掲げる額とする。

様式第１号

年　月　日

職　氏　　名　様

住　所
申請者　氏　名　　印
（団体にあたっては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県工業用水利用促進事業費補助金に係るリース・レンタル計画認定申請書

鳥取県工業用水利用促進事業費補助金の認定を受けたいので、鳥取県工業用水利用促進事業費補助金要綱第３条第１項ただし書の規定により、下記のとおり申請します。

記

リース・レンタル予定金額	総額	円（税抜）
	年額	円（税抜）
リース・レンタル予定期間		年　月　日から 年　月　日まで
リース・レンタル品目		
添付書類		

様式第２号

年　月　日

様

職　氏　　名　　印

鳥取県工業用水利用促進事業費補助金に係るリース・レンタル計画認定書

年　月　日付けで申請のあった鳥取県工業用水利用促進事業費補助金に係るリース・レンタル計画については、適正と認め認定します。

なお、鳥取県工業用水利用促進事業費補助金の交付を受ける場合は、別途リース・レンタル契約を締結した次の年度に鳥取県工業用水利用促進事業費補助金交付要綱に基づき交付申請をしてください。ただし、次年度の予算が成立した場合に限ります。

様式第３号（第４条、第７条関係）

年度鳥取県工業用水利用促進事業計画（実績報告）書

給水施設工事の場所		
工事の種別		
基本使用水量		立方メートル／日
特定使用水量		立方メートル／日
工事計画	給水管の種類	
	給水管の口径	ミリメートル
	給水管の延長（制水弁から水量メーターまで）	メートル
	受水槽有効容量	立方メートル
	その他	
工事（予定）期間		着工　年　月　日 しゅん工　年　月　日
施工（予定）者		

他の補助金の活用の有無（　有　・　無　）

補助金名	
事業内容	
問い合わせ先	

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに〇をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金等名、その事業内容及び当該補助金等に係る問い合わせ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を表右欄に記載すること。

様式第３号（第４条、第７条関係）

年度鳥取県工業用水利用促進事業計画（実績報告）書

給水施設リースの場所		
基本使用水量		立方メートル／日
特定使用水量		立方メートル／日
リース計画	給水管の種類	
	給水管の口径	ミリメートル
	給水管の延長（制水弁から水量メーターまで）	メートル
	受水槽有効容量	立方メートル
	その他の導入設備	
リース（予定）期間		開始　年　月　日 終了　年　月　日 うち補助対象期間 年　月　日から　年　月　日まで
リース（予定）事業者		

他の補助金の活用の有無（　有　・　無　）

補助金名	
事業内容	
問い合わせ先	

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金等名、その事業内容及び当該補助金等に係る問い合わせ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を表右欄に記載すること。

様式第４号（第４条、第７条関係）

年度鳥取県営工業用水利用促進事業収支予算（決算）書

１　収　入

区　　分	本年度予算額 （本年度決算額）	備　　考
	円	

２　支　出

区　　分	本年度予算額 （本年度決算額）	備　　考
	円	

＊備考欄には区分ごとに積算基礎を記載すること。
なお、欄が足りない場合は、別葉として添付しても構わない。

３　仕入控除税額

仕入控除税額の有無（　　有　　・　　無　　）

理由

※仕入控除税額の有無について、「有」、「無」のいずれかに〇をすること。
※「無」の場合は、理由を記載すること。

様式第５号（第５条関係）

年　　月　　日

様

職　　氏　名　　印

年度鳥取県工業用水利用促進事業費補助金交付決定通知書

年　月　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県工業用水利用促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・とする。

２　交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。なお、工業用水給水施設リースについて、別途交付申請をする場合の補助限度額は、　　円とする。

（１）算定基準額　　金　　円

（２）交付決定額　　金　　円

３　経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は・・・　・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

４　交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県工業用水利用促進事業費補助金交付要綱（平成２３年４月１日付第２０１０００２１０４７４号鳥取県企業局長通知。以下「要綱」という。）第３条第２項及び第５条第３項の規定を適用して算定した額と、前記２の（２）の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

５　補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

６　交付決定の取り消し

工業用水の使用を開始してから３６月未満の期間内において､給水を廃止したとき、又は給水を停止し、又は給水の承認を取り消されたときは、交付決定金額を３６で除し、これに工業用水を使用した月数を乗じて得た金額を交付決定金額から差し引いた額を取り消すものとする。

様式第６号（第７条関係）

年　　月　　日

職　　氏　　名　様

報告者　住　所
氏　名　　印
（団体にあたっては、名称及び代表者の氏名）

年度鳥取県工業用水利用促進事業費補助金仕入控除税額確定報告書

このことについて、鳥取県工業用水利用促進事業費補助金要綱第７条第４項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助金の確定額及び補助対象経費の額
（１）補助金の確定額　　金　　円
（２）補助対象経費の額　　金　　円

２　実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）
金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金　　円

４　補助金返還相当額

$$（3—2）\times \frac{1の（1）}{1の（2）}$$　金　　円

注）別紙として積算の内訳を添付すること。